



エコアクション21
認証番号0000632

環境経営レポート

**2023
第57期**

EA21＜2023年4月～2024年3月＞

目次	頁
1. 事業活動の概要・対象範囲	1
2. 実施体制	1-2
3. 環境経営方針	2
4. 環境経営目標	3
5. 環境実績	3
6. これまでの環境経営目標の実績推移と評価	4
7. 環境経営計画と取組評価及び次年度取組	5
8. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び 評価の結果、並びに違反、訴訟等の有無	6
9. 代表者による全体評価と見直しの結果	7

2024年7月10日

株式会社 昭栄商会

1 事業活動の概要

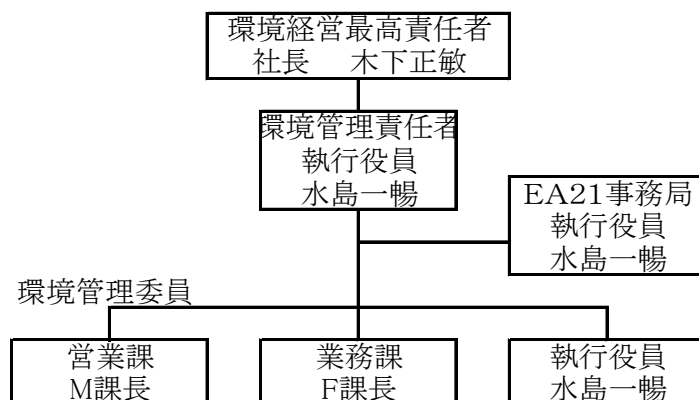
1. 会社名 株式会社 昭栄商会
2. 代表取締役社長 木 下 正 敏
3. 所在地 本社 〒430-0803 静岡県浜松市中央区植松町1468-7
 - ・ (TEL) ; 053-463-5215
 - ・ (FAX) ; 053-463-0101
 - ・ JR浜松駅遠州鉄道バス停9番より乗車
 - ・ JR浜松駅より遠州鉄道バスにて産業展示館行き乗車
子安バス停下車徒歩3分
4. 資本金 3,300 万円
5. 設立年月日 昭和 27年 8月設立
6. 事業年度 4月1日～翌年3月31日
7. 事業の内容 大手の輸送機器・楽器・OA機器・住宅関連機器メーカー等へ、部品・材料・設備の調達・管理・販売。海外投資、経営ノウハウ、技術ノウハウの提供に関するコンサルティング。国内及び海外の企業経営並びに商品情報に関する調査、研究、指導。これらに附帯する一切の業務
<http://www.shoei-shokai.com/company/index.html>
8. 年間売上 3,400百万円(2023年度) Shoei Shokai Asia連結
9. 従業員数 全社 20名
10. 工場・事務所面積 敷地面積;2,161 m²
建物面積 本社・倉庫1F 411.26 m²
本社・倉庫2F 327.45 m²
本社3F 124.55 m²
(用途地域) 第一種住居地域
11. 環境保全関係の責任者及び担当者連絡先
環境管理責任者 執行役員 水島一暢
EA21事務局責任者 執行役員 水島一暢
E-mail ; kznb-mizushima@shoei-shokai.com

2 対象範囲

1. 登録・認証範囲 各種メーカー向けの部品・材料・設備の調達・管理・販売、海外投資、経営ノウハウ・技術ノウハウの提供に関するコンサルティング、国内及び海外の企業経営並びに商品情報に関する調査・研究・指導
2. 環境活動レポートの対象期間 2023年4月～2024年3月
3. 発行日 2024年7月10日

実施体制

エコアクション21 組織図



機能組織図(案)

組織名	役割・機能
環境経営 最高責任者 社長	(イ)環境管理責任者をはじめ、必要な責任者を任命する。 当該管理者には現在の責務に関わり無く責任と権限を明示する。 (ロ)環境経営システムの構築・運用・維持に必要な経費諸資源(人材・資金・機械設備・技術技能を含む)を準備する。 (ハ)環境経営に関する基本理念・長期戦略・基本方針を制定し、基本的な環境目標設定する。 (ニ)環境システムの構築・運用に関する情報を収集し、方針・目標をはじめ、システム全体の見直しを行う
環境管理 責任者 EA21事務局	(イ)環境経営に関する経営諸資源の合理的・効果的な運用を図り、目的を達成するために環境経営に関する委員会組織を運営する。 (ロ)環境経営システムの構築・運用と運用を円滑に行い、最高責任者による見直しのためにその構築・運用に関する情報を最高責任者に提供する。 (ハ)業務・営業・総務部門の全体をを統括して、全員参加による環境経営システムの運用と改善を推進する。 (ニ)環境管理責任者の指示に基づき必要な文書の管理、データの管理及び対外的な窓口として補佐する。
執行役員委員	EA21事務局を兼るとともに、自部門の環境活動を指揮する。
業務EA委員	環境管理責任者の指示、マニュアルにより自部門の環境活動を推進する。
営業EA委員	環境管理責任者の指示、マニュアルにより自部門の環境活動を推進する。
他一般社員	各部門の環境管理委員の指示により、環境への取組を実施する。

3. 環境経営方針

環境経営方針

基本理念

株式会社 昭栄商会は、地球環境保全の重要性を認識し、環境保全に貢献するように事業活動を推進する。

方針

- 1 事業活動に伴って発生する環境負荷の低減と汚染の防止を図るため、経済的に可能な範囲で環境保全活動を継続的に推進する。
- 2 環境活動推進の重点項目として、次の環境経営目標を設定推進する。
 - ① 環境配慮商品・エコ商品・リサイクル商品の販売拡充による市場のグリーン化推進
 - ② 省エネルギー、省資源の推進
 - ③ 廃棄物の削減と適正処理の推進
 - ④ 水使用量の削減
 - ⑤ 会社内外の清掃、環境美化運動の推進
- 3 環境に関する法律、及び条例並びに協定を遵守する。
- 4 環境目的・目標は定期的に見直し、継続的な改善と維持を図る。
- 5 この環境経営方針は、全従業員に教育し、周知徹底を図る。
- 6 この環境経営方針は社会の要求に応じて公表する。

制定	2004年 6月	1日
改定	2020年 4月	1日

株式会社 昭栄商会
代表取締役 木下 正敏

4. 環境経営目標

1) 中長期の目標について

57期以降の環境経営目標については下表の通り、第56期実績を基準として基準年比1%削減を目標としました。また廃棄物については排出量ではなく再資源化率の維持向上を目標としました。

尚、水使用量については、生活用水のみのため「節水に努める」として数値目標から削除し、経営計画で活動することとしました。「環境配慮商品」のシェアも40%以上と設定しました。

R2.1.7環境省・経済産業省公表の中部電力の調整後の排出係数0.472を使用しています。

項目	単位	基準	中 長 期 目 標			
		56期実績	57期	58期	59期	
		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	
1)CO ₂ 総排出量	kg-CO ₂	63,642	63,006	62,369	61,733	
・購入電力量	kg-CO ₂	24,903	24,654	24,405	24,156	
・化石燃料	kg-CO ₂	38,739	38,352	37,964	37,577	
2)廃棄物総排出量	%	98.5%	再資源化率90%以上を目指す			
3)環境配慮商品	売上シェア%	40%以上				
4)グリーン購入の推進		配慮				

5. 環境目標の実績

項目	単位	実績参考	目標 a	実績 b	目標比	評1	評2	主な原因等
		56期	57期	57期				
		2022年度	2023年度	2023年度				
1)CO ₂ 総排出量	kg-CO ₂	63,642	63,006	59,162	0.939	○	○	社用車のハイブリッド車切替継続
・購入電力量	kg-CO ₂	24,903	24,654	24,671	1.001	○	○	2023年度もLEDに切替え継続
・化石燃料	kg-CO ₂	38,739	38,352	34,490	0.899	○	○	社用車のハイブリッド車切替継続
2)廃棄物総排出量	%	98.5%	90%以上	100.0	1.111	○	○	再利用のさらなる推進とデータ化
3)環境配慮商品	売上シェア%	40以上	40以上	40以上		○	○	営業活動に活用できた
4)グリーン購入の推進		できた	配慮	できた		○	○	

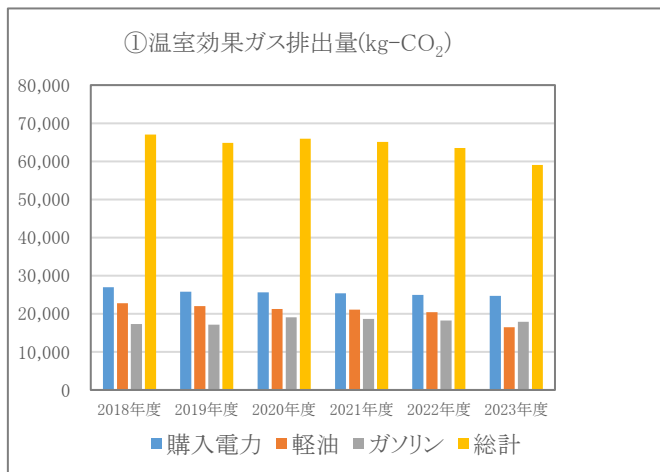
注)：

評1は単純な目標に対する実績比で削減目標で、1以下は○超過は△、増加目標はその逆。

評2は売上原単位指標、売上高百万当たりの基準年と当期実績との比を評価したもの。当期の売上の基準年との比が1.133以下は目標達成。増加目標で△となります。

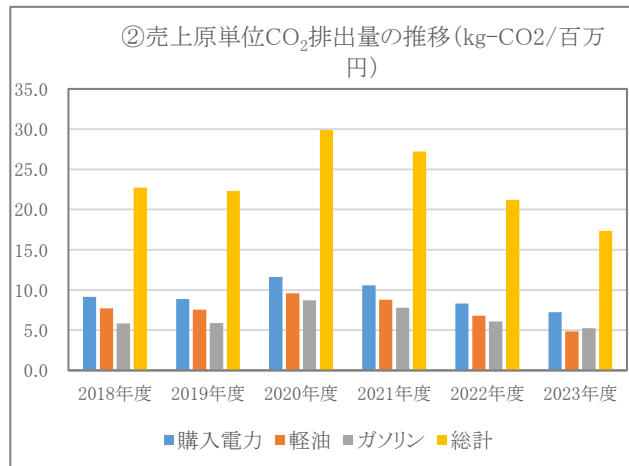
2023年度の売上は、インドネシアを中心とした2輪車の販売がやや回復し、パナソニック社への環境配慮商品でもあるPP再生材の家電製品への展開も進んだ。電動車椅子に続き自動搬送機の新規受注もできた。オリジナル商品の防災商品も全国展開が好調を維持している。わが社の売上を長期にわたって下支えをしている楽器用部品・材料も堅調であった。

6. これまでの環境経営目標の実績推移と評価

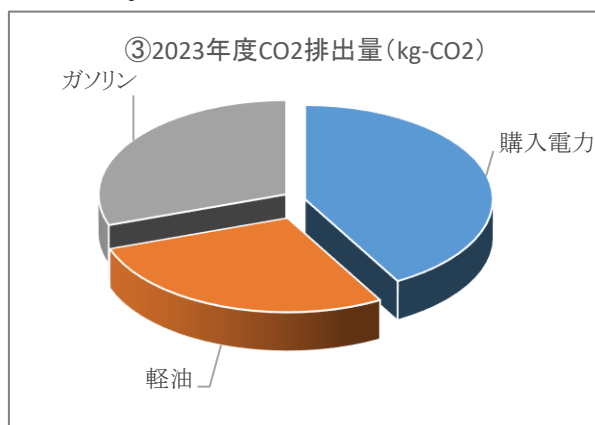


①図 ガソリン・軽油ともに消費量は減少しました。

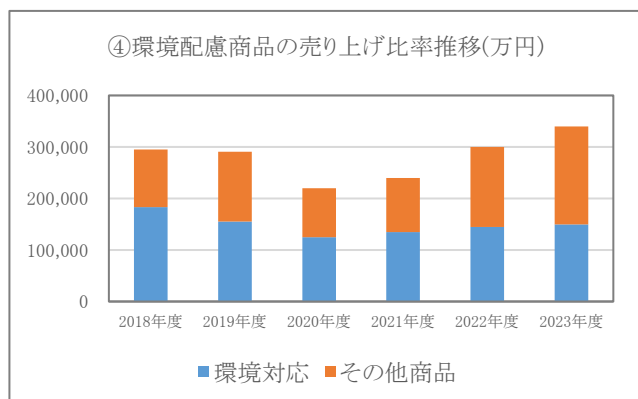
軽油も混載・集中配送を意識し配送計画を立案し改善を継続しています。又、ハイブリット車導入を実施しました。この様な対策によりガソリンなどは行動範囲が広がる中で使用量を横ばいで納めています。軽油では省エネトラック、電力ではLED照明、省エネエアコン、省エネ機器等々費用の掛かることばかりですが、県、市等の補助事業等多角的に情報を整理して少しずつ調査検討して参りたい。



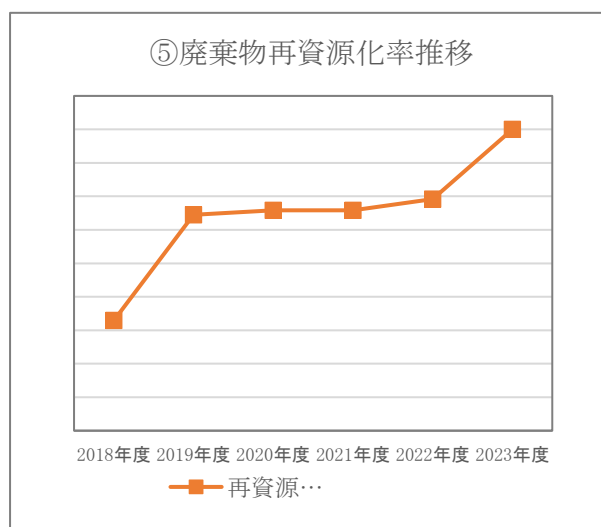
②図は売上高の回復により原単位排出量は減少できました。



③化石燃料による温室効果ガスは全体の約60%を占め、残りが購入電力いずれも無視できない現状です。



④図表の通り今年度は前年を超えました。環境配慮商品の売上(56.3%)も増加してきており、今後の業容拡大の重点として取り組むとともに、弊社本来の環境に関連した目標として考えています。



2023年度は再資源化率100%を達成しました。

2022年度環境経営計画

○は予定 ●は実施

実績・評価・次年度内容 2024.7.10 水島

計画承認	計画作成
2023.4.1 社長	2023.4.1 水島一暢

	取組項目	取組内容	担当責任	スケジュールと進捗状況 及びチェック表													実績	取組結果の評価	次年度の取組内容
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
1	二酸化炭素排出量の削減	a.空調機器の運転管理に努める。夏28、冬22℃	水島	●												1回／月朝礼時に指導	}	概ね徹底できた。継続実施とする。	
		b.パソコン・コピー機・照明等不要時電源オフ	水島	●												休憩及び勤務交代時、管理者が点検実施			
		c.車両管理を進める。アイドリング・急発進・急停車の禁止、速度・順路に配慮	水島	●												休憩及び勤務交代時、管理者が点検実施			
		d.車両の走行距離管理													燃費管理も検討する				
2	廃棄物排出量の削減 紙使用量の削減(包装紙、ダンボール等)	a.OA用紙、新聞、雑誌等の分別徹底、再利用	水島	●												リサイクルBOX設置し活用する	}	徹底できた。継続実施とする。	
		b.仕入資材関連の段ボールの資源化、再利用を図る	水島	●															
3	排水量の削減	a.節水意識の徹底	水島	●												1回／月朝礼時に指導実施	徹底できた。	継続実施とする。	
4	環境商品への取組	a.楽器ケースの塩ビからイント綿ケースに代替	古橋													次期商品開拓	}	エコキャップ®の	月／100トンの回収、販売
		b.ピアノ部品鹿皮からポリエステル不織布に代替	古橋													取引がさらに拡大。			
		c.リサイクル用トナーの販売により、カートリッジ本体のリサイクル化の推進	藤田													販売落ち込むも販売先開拓			
	グリーン購入の推進	a.事務用品・用具類の購入時には環境配慮商品の積極的購入	水島	●												事務用品について配慮・購入できた	}	実施できた	継続実施とする
		b.資材等の購入時は再生品の使用を検討する	水島	●												リサイクル製品のお客様への紹介もできた 梱包材への導入を検討した			
6	地域・社会貢献	a.社内外の清掃 窓ガラス、道路、外溝等各20分	水島													3回/年	}	実施できた。	継続実施とする。
		b.静岡銀行「小さな親切運動協賛 地方公園などの整備など	水島	●												1回/月			
7	緊急事態 対応訓練	a.防災訓練の実施 (消火訓練、避難訓練)	水島									●				1回/年	概ね徹底できた。	継続実施とする。	
8	環境経営レポート 作成	a.記録、文書の整理取りまとめ等	水島	○ ●												11月作成のこととする。	概ね徹底できた。	継続実施とする。	
9	次期経営計画作成		水島	○												3月作成のこととする。			

8. 環境関連法規への違反・訴訟等の有無

(1) 違反・訴訟等

2024年7月1日 水島一暢

弊社に適用される環境関連法規等の一覧及びそれらの遵守状況を確認した結果、環境関連法規への違反はありませんでした。尚、関係当局及び従業員を含め利害関係者・近隣からの違反の指摘や訴訟等は、過去3年間ありません。

区分	法令の名称	条項	要求事項	評価
法令	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)	第16条	「簡易点検(3ヶ月に1回以上)」実施	遵守
		第37条	第1種特定製品整備者の充てんの委託義務等	
		第39条	第1種特定製品整備者によるフロン類回収の第1種フロン類充てん回収業者への委託	
		第41条	第1種特定製品廃棄等実施者の引渡義務	
		第86条	フロン類の放出の禁止	
	毒物劇物取締法	第4条	毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録	遵守
		第7条	毒物劇物取扱責任者の設置	
		第11条	毒物又は劇物の取扱いについての注意点	
	消防法	第11条	指定数量以上の危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の許可[第2石油類(灯油1,000ℓ)、第3石油類(重油2,000ℓ)、第4石油類(潤滑油6,000ℓ)、第4類引火性物質(アルコール類400ℓ)]	遵守
		第13条第1項	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者による危険物保安監督者(甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者で6月以上危険物取扱いの実務経験を有する者の中から)の選任及び危険物の取扱作業に関する保安監督	
	廃棄物の処理清掃に関する法律(廃棄物処理法)	第6条の2第6項	一般廃棄物の許可業者への委託処理	遵守
		第12条第2項	生活環境の保全上支障のないように産業廃棄物の保管	
		第12条第5項	産業廃棄物収集運搬及び処分許可業者への委託	
		第12条第6項	産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合の処理基準の遵守	
		第12条第7項	産業廃棄物の処理の状況に関する現地確認	
		第12条の3第1項	産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合のマニフェストの交付	
		第12条の3第2項	管理票交付者のマニフェストの保管	
		第12条の3第7項	産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出	
	特定家庭用機器再生商品化法(家電リサイクル法)	第6条	事業者及び消費者の責務	遵守
		第19条	料金の請求	
	使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	第5条	自動車所有者の責務	遵守
		第8条	使用済自動車の引渡義務	
		第72条	再資源化預託金等の預託義務	
静岡県条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例	第52条	騒音に係る規制基準の遵守義務	遵守
		第53条	騒音に係る特定施設の設置の届出	
浜松市条例	浜松市産業廃棄物の適正処理に関する条例	第4条	事業者の責務	遵守
		第6条	土地所有者の所有地等の適正管理	
		第8条	事業者の産業廃棄物管理責任者の設置	
		第10条	事業者の産業廃棄物の実地の確認等	
		第11条	事業者の産業廃棄物の不適正な処理に係る措置等	

9. 代表者による全体の評価及び見直し

報告	作成
水島一暢	水島一暢

作成 2024年7月10日

1・見直し 関連情報	項 目		確認：(必要に応じて評価・コメント記載)
	1	エコアクション21文書	☒ 「記録・文書」として作成しました。
	2	環境経営目標及び目標達成状況	☒ 原単位指標での環境経営目標は達成しました。
	3	環境経営計画及び取り組み実施状況	☒ 未消化の部分もあり継続して取り組みます
	4	環境関連法規要求一覧及び遵守状況	☒ 記録に記載いたしました。
	5	外部コミュニケーション・対応記録	☒ 特にありませんでした。
	6	問題点の是正・予防措置の実施状況	☒ 中期目標を見直しました。
	7	取引先、業界、関係行政機関、その他の外部動向	☒ 特にありませんでした。
	8	その他()	☐

2・代表者による 全体評価・見直し 指示	ECOキャップへの取り組みが進み全社的にさらに環境への関心が深くなり、経営の戦略的な面にも社員とも共有出来る機会が増加したことは喜ばしい。 本年度の売上高は、新規受注もあり増加した。 見直し項目について 目標未達成の項目は無し、中長期目標は見直し済み。 2024年7月10日 株式会社 昭栄商会 代表取締役 木下 正敏		
	見直し項目		変更の 必要性
	1	環境経営方針	有・ 無
	2	環境経営目標	有・ 無
	3	環境経営計画・取組項目	有・ 無
	4	実施体制	有・ 無
	5	その他のシステム要素	有・ 無
	6	その他(外部への対応)	有・ 無
「有」の場合の指示事項等			